

別記様式

武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン（案）に関する
パブリックコメント実施要領

1 件名	武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン（案）
2 目的	武蔵村山市まちづくり条例のうち、現在施行されていない「狭山丘陵の景観の保全」に関わる規定を施行するのに合わせ、同条例に定める「景観重点基準」の運用方針や具体的な数値基準などを「武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」として定めるに当たり、市民等の意見等を考慮する必要があることから、その案に対して広く意見等を求めるものです。
3 対象	どなたでも意見等を提出することができます。
4 公表の 時期及び その方法	武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン（案）の全文を市のホームページに掲載するとともに、次に掲げる施設において7月12日から配布いたします。 (1) 市役所本庁舎（都市計画課窓口及び市政情報コーナー） (2) 緑が丘出張所 (3) 各図書館 (4) 情報館
5 意見等 の受付	意見等は、別紙の意見提出様式に記載するか、意見提出様式に記載すべき事項を任意の用紙に記載した上、次に掲げるところにより、市役所都市計画課まで提出してください。記載された氏名、住所等の個人情報、提出された意見等の整理及び内容に不明な点があった場合等の連絡のみに利用するものとし、適正に管理いたします。 (1) 提出の手段 次のいずれかの方法とし、電話その他口頭による意見等は受け付けません。 ア 持参 イ 郵便 ウ ファクシミリ エ 電子メール（テキスト形式とし、件名を「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン案に対する意見等の送付」として、意見提出様式を添付した容量5メガバイト未満のものに限ります。） (2) 宛先 次のとおりとします。 武蔵村山市役所都市計画課 宛て 〒208-8501武蔵村山市本町1-1-1 FAX番号 (042)566-4493 電子メールアドレス machidukuri@city.musashimurayama.tokyo.jp

6 意見等の受付期間	平成25年7月12日から平成25年7月26日まで *郵送の場合は7月26日必着
7 周知方法	市報7月15日号及び市ホームページにおいて周知します。
8 提出意見への対応	提出された意見等は、武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドラインの策定に当たり十分に考慮いたします。なお、意見等に対する提出者への個別の回答は行いません。
9 意見等の取扱い及び結果の公表	武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドラインの決定に至った際は、提出された意見等（特定の個人を識別できる情報その他の武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条に規定する非開示情報に該当する部分を除く。）及び当該意見等を考慮した結果を公表します。
10 その他	
11 問い合わせ先	都市計画課計画グループ 電話042-565-1111（内線273）

